

# 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン実施規程

島根県農林水産部

## 第1 趣旨

本県における「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という。）の実施について、この規程に定める。

## 第2 事故発生時の対応

ガイドラインの第3の1の（1）に規定する事故が発生した場合の対応について、次のとおりとする。

- 1 事故報告書（ガイドライン別記様式3）を作成し、空中散布の実施区域を所管する隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長（以下「農林水産振興センター所長等」という。）に提出する。

なお、事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定）をそれぞれ作成すること。

- 2 農林水産振興センター所長等は、1により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、農林水産部長に当該事故報告書を提出する。

## 第3 ガイドラインの周知、啓発

県、市町村及び関係団体は、互いに連携しガイドラインの周知に努め、無人マルチローターによる農薬散布が適正かつ安全に実施されるよう啓発するものとする。

## 第4 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

## 附則

この規程は、令和元年7月30日から施行する。また、同日付けで、「島根県無人航空機空中散布指導指針」（平成28年5月10日施行）は廃止する。

この規程は、令和4年3月29日から施行する。